

伊佐市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日(金) 午前9時00分から10時08分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (26人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	8番委員	1番推進委員	9番推進委員
4番委員	9番委員	2番推進委員	10番推進委員
5番委員	10番委員	3番推進委員	11番推進委員
6番委員	11番委員	4番推進委員	12番推進委員
7番委員	12番委員	5番推進委員	13番推進委員
		6番推進委員	14番推進委員
		7番推進委員	15番推進委員
		8番推進委員	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 4番委員 5番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について
議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和2年度第9回農業委員会総会を開催いたします。
姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
4番農業委員と5番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

議長 皆様おはようございます。
本日は今年最後の総会になります。皆さんのおかげで無事総会を開催することが出来ました。1年間お疲れ様でした。
寒い日が続きますので風邪をひかないように、また、新型コロナウイルス感染症に気を付けて活動をお願いします。
本日は総会終了後、県の農業会議による農業者年金についての研修会を計画されており、農業者年金加入推進についての研修になりますのでよろしく願いたします。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」と報告2号「農地の利用目的変更」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページから5ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が22件です。
以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということで、報告2号 農地の利用目的変更について報告をお願いします。

事務局

6ページをお開き下さい。

報告第2号「農地の利用目的変更」につきまして、去る12月21日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

なお、番号1番、2番については、申請人が同一に関連していますので一括で報告いたします。

番号1番の所有者は申請人の祖母 YYさんで、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田3549番1、地目は田、地積は764㎡です。

番号2番の所有者は、申請人の YTさんで、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は36歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字池田3549番2外2筆、地目は田、地積は合計4,474㎡です。

所在地は番号1番、2番とも特別養護老人ホーム千鳥園から東へ約1.6kmに位置しています。

番号1番、2番はこれまで田として利用していましたが、南側が山林で日陰部分が多いことから未熟米が多く、また、半湿田のため収穫作業にも苦慮されていました。今後は盛土を行い畑に形状を変更し、飼料作物を作付けし農地の有効利用を図りたいとのことで今回申請されています。

以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長

なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見

決定のうち、所有権移転について報告いたします。

資料7ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住する OKさんです。

譲受人は、伊佐市菱刈市山に居住する認定農業者の TTさんです。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字小屋敷1517番1外7筆で、地目は田、地積は合計10,631㎡です。

徳辺簡易郵便局から北へ約500mに位置し、農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして、貸借について説明いたします。

15ページの総括表をご覧ください。

期間は1年から20年で、面積は合計82,341㎡です。利用権を設定する者の数34名、利用権の設定を受ける者の数20名です。

土地の詳細につきましては、8ページから14ページ番号1番から35番のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番から17番まで一括で報告をお願いします

ご意見、質問等は全ての報告終了後、お願いたします。

整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

- 9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農業委員 整理番号1番につきまして、去る12月23日に現地調査をいたしました
ので、私9番が報告いたします。
申請人 KMさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は62歳です。
渡し人 HRさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は82歳です。
申請地は、伊佐市菱刈田中字柳町834番13で、地目は田、地積は3、
046㎡で所有権移転売買になります。
受人の経営面積は54,050㎡で取得可能面積であります。農業従事
者は4名で、通作距離は約0.2kmで、現況は良く管理された農地です。
経営意欲はあり農機具等は完備されています。
以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。
添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ
ります。
- 議長 整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めまます。
- 10番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農業委員 整理番号2番につきまして、去る12月21日に現地調査をいたしました
ので、私10番が報告いたします。
申請人 KHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は64歳です。
渡し人 TMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は67歳です。
申請地は、伊佐市大口大田字諏訪免758番1で、地目は田、地積は5
03㎡で所有権移転贈与になります。
受人の経営面積は今回の取得分を合わせ3,447㎡で取得可能面積で
あります。農業従事者は2名で、通作距離は約2.0kmで、現況は良く
管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。
以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。
添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ
ります。
- 議長 整理番号3番、4番について、11番農業委員の報告を求めまます。
- 11番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、

農業委員	<p>整理番号3番につきまして、去る12月17日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。</p> <p>申請人 HMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は67歳です。</p> <p>渡し人 OKさんは、兵庫県神戸市東灘区に居住され、年齢は87歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字石ケ下り769番で、地目は田、地積は1,751㎡で所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は、自作地720㎡と3番の売買分1,751㎡と、4番の贈与分2,145㎡を合わせ4,616㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約10.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p> <p>続きまして整理番号4番につきまして、去る12月17日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。</p> <p>申請人 HMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は67歳です。</p> <p>渡し人 OHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は81歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字千代ケ原1359番1で、地目は畑、地積は2,145㎡で所有権移転贈与になります。</p> <p>受人の経営面積は、自作地720㎡と3番の売買分1,751㎡と、4番の贈与分2,145㎡を合わせ4,616㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約10.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号5番、6番について、4番農業委員の報告を求めます。
4番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る12月20日に現地調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。</p> <p>申請人 NMさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は73歳です。</p>

渡し人 NNさんは、水俣市古賀町に居住され、年齢は80歳です。
申請地は、伊佐市大口堂崎字丸山109番4で、地目は畑で、地積は3,040㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は8,525㎡で取得可能面積であります。農業従事は2名で、通作距離は約30mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、整理番号6番につきまして、去る12月20日に現地調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人 MKさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 HKさんは、埼玉県さいたま市北区に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字屋敷ノ下223番で、地目は田で、地積は3,059㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は39,975㎡で取得可能面積であります。農業従事は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る12月21日に現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

申請人 UYさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は43歳です。

渡し人 GKさんは、熊本県水俣市月浦に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口小木原字高山2204番1外1筆で、地目は田、地積は合計2,172㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は142,983㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.7kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番、9番について、2番農業委員の報告を求めまます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る12月21日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

申請人 AHさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 HKさんは、鹿児島市武岡一丁目に居住され、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字脇牟田299番1外2筆で、地目は田、地積は合計1,715㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は17,482㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、整理番号9番につきまして、去る12月21日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

申請人 MYさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 TEさんは、神奈川県鎌倉市稲村ガ崎に居住され、年齢は54歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字川脇13番3外1筆で、地目は田、地積は合計1,304㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は自作地1,150㎡と議案番号1番の27、28号で利用権設定での3,693㎡と合わせ4,843㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してありま

す。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号10番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る12月20日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 AMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 KMさんは、千葉県東金市田間に居住され、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字筏場3913番1で、地目は田、地積は1,856㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は81,489㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.6kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号11番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る12月21日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 KTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は60歳です。

渡し人 MKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は51歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字前田3606番1で、地目は田、地積は1,663㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は17,127㎡で取得可能面積であります。農業従事者は6名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わ

ります。

議長 整理番号12番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る12月20日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は83歳です。

渡し人 STさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字田代前田2437番3で、地目は田、地積は1,987㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は17,178㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号13番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る12月19日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 MKさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 MKさんは、東京都東久留米市八幡町に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字塗別田492番1で、地目は田、地積は2,511㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は39,975㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.4kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号14番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号14番につきまして、去る12月21日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 YKさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は38歳です。

渡し人 YSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は60歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字前田3757番1外7筆で、地目は田、地積は合計9,082㎡で所有権移転売買になります。

受人の今回の取得分9,082㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約3.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号15番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番につきまして、去る12月21日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 NTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は56歳です。

渡し人 TKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字永山157番3で、地目は田、地積は821㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は12,185㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.6kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長	整理番号16番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号16番につきまして、去る12月18日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。</p> <p>申請人 MHさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は63歳です。 渡し人 TKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は78歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字中水流4324番186で、地目は田、地積は1,896㎡で所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は41,561㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約2.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号17番について、9番農業委員の報告を求めます。
9番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号17番につきまして、去る12月21日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。</p> <p>申請人 STさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は78歳です。 渡し人 NMさんは、兵庫県明石市魚住町に居住され、年齢は59歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大島字榎水流1824番で、地目は田、地積は679㎡で所有権移転贈与になります。</p> <p>受人の経営面積は7,228㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1.2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から17番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番から17番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数17件について、17件の許可が処分決定しました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号1番につきましては、去る12月21日、申請代理人 M行政書士立会いのもと、事務局にて調査しましたので報告いたします。

申請人は、福岡県福岡市博多区博多駅東に所在する 株式会社Sで一般法人です。

令和2年6月5日付けで農地法第5条の転用許可を受けていましたが、パネル設置の不備と工期計画の変更により、本申請にて転用地を追加することで事業計画の変更を申し出るものであります。

なお、追加申請地は所有者が前申請地と異なるため、議案第4号農地法第5条の申請にて詳細をご説明いたします。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は決定いたしました。

議長 議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件数1件について、1件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について報告をお願いします。
整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る12月21日、申請代理人 M 行政書士立会いのもと、事務局にて調査しましたので報告いたします。
譲受人は、福岡県福岡市博多区博多駅東に所在する 株式会社Sで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口山野に居住されている HMさんで、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字上斉2250番2で、地目は畑、地積は417㎡です。

所在地は、夢さくら館から北へ約1kmに位置しており、本申請は所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地と判断されます。

転用目的は、太陽光発電施設でパネル設置枚数は252枚で、設置容量は93.2kWを予定しています。

なお、令和2年6月5日付けで転用許可が出ている隣接地2筆547.83㎡も同時に利用し、事業総面積は964.83㎡として妥当かと思われます。

周囲は、西側が市道、北側が山林、東側及び南側は太陽光発電施設となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、位置図、字図、配置図、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社定款、委任状等が添付されております。

		調査の結果、許可相当かと思われます。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。
議	長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号2番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る12月21日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、15番推進委員、私6番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。 譲受人は、大阪市中央区南船場二丁目に所在する株式会社Gで一般法人です。 譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されているTTさんで、年齢は62歳です。 申請地は、伊佐市大口宮人字新開原973番1、地目は畑、地積は753㎡です。 転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。 所在地は、曾木の滝公園から北西へ約800mに位置しており、南側は道路、東側、北側、西側は畑で周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数100枚、設置容量46.5kWを予定しております。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る12月21日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、3番推進委員、9番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、大阪市中央区南船場に所在する株式会社G一般法人です。
譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されているHHさんで、年齢は55歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字北山2406番25で、地目は田、地積は538㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、菱刈庁舎から南東へ約0.7kmに位置しており、西側は道路を挟んで田、南側は太陽光発電施設、東側は宅地、北側は畑で周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数96枚、設置容量41.76kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委

任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る12月21日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、事務局にて調査をいたしましたので報告いたします。

譲受人は、神奈川県川崎市麻生区五カ田に居住されている WEさんで、市外住民です。

譲渡人は、熊本県熊本市東区尾ノ上に居住されている NSさんで、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口下殿字竹下839番1で、地目は畑、地積は988㎡です。

所在地は、羽月小学校から南へ約1.3kmに位置しており、本申請は所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地と判断されます。

転用目的は、太陽光発電施設でパネル設置枚数は132枚で、設置容量は61.38kWを予定しています。

周囲は、東側が市道、北側が宅地、南側及び西側は畑となっており、周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、位置図、字図、配置図、全部事項証明書、事業計画

書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、許可相当かと思われます。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る12月21日、申請地所有者のKTさん立会いのもと、2番農業委員、8番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、始良郡湧水町木場に居住されている KKさんで、年齢は26歳です。

譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている KTさんで、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市大口里字肱曲1611番2で、地目は畑、地積は526㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転贈与です。

所在地は、忠元公園から北西へ約300mに位置しており、南側は宅地、東側は原野、北側は宅地、西側は道路を挟んで宅地で周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されてお

ります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号6番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る12月21日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、5番推進委員、14番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市坂之上三丁目に所在する株式会社Nで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されているISさんで、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字崎山2613番で、地目は畑、地積は2,697㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、スカラーから南へ約1.0kmに位置しており、南側は山林、東側は宅地、北側も宅地、西側は山林で周囲に与える影響はないと思われ
ます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量49.5kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る12月21日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、10番農業委員、8番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口篠原に居住されているSNさんで、年齢は37歳です。

譲渡人は、鹿児島市小原町に居住されているSKさん外2名で、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口篠原字屋敷田670番1で、地目は田、地積は524㎡です。

転用目的は資材置場で、農地区分は第1種農地で、所有権移転贈与です。

所在地は、大口中央中学校から南東へ約300mに位置しており、南側は非農地、東側は水路を挟んで宅地、北側は市道、西側は宅地で周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除

計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、始末書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について、7件が処分決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。12月の月例報告をします。
4日、12月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
17日、農業者年金合同地区別会議がさつま町で開催されました。
21日、現地調査を一斉にしております。25日、本日は第9回農業委員会総会と年金加入推進の研修会です。
1月の行事予定ですが、8日に1月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。
22日が現地調査です。29日が第10回農業委員会総会です。
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

事務局 以上で、令和2年度第9回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時08分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 4 番

伊佐市農業委員 5 番